

広島県告示第七百七十号

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十号）第十三条の規定により、知事が定める給付金を児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定による子ども手当とする。

平成二十四年九月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦